

京都市告示第504号

京都会館の指定管理者である公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団から、京都会館条例第4条の規定に基づき、供用する時間及び日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成29年12月22日

京都市長 門川 大作

(変更前)

	大ホール (楽屋兼レッスン室を含む)	中ホール	小ホール	会議室 1・2	中庭その他の構内地		
					共通ロビー1F・ 共通ロビー2F	共通ロビー1F・ 共通ロビー2F	左記以外
供用時間	午前9時から午後10時まで						
供用する日	年中無休						

(変更後)

日	曜日	大ホール (楽屋兼レッスン室を含む)	中ホール	小ホール	会議室 1・2	中庭その他の構内地		
						共通ロビー1F	共通ロビー2F	左記以外
平成29年 12月29日	金	変更なし	供用しない	供用しない	供用しない	午後3時から 午後9時まで	午後3時から 午後9時まで	供用しない
12月30日	土	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない
12月31日	日	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない
平成30年 1月1日	月	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない
1月2日	火	供用しない	供用しない	変更なし	供用しない	正午から 午後5時まで	供用しない	供用しない
1月3日	水	供用しない	供用しない	変更なし	供用しない	正午から 午後5時まで	供用しない	供用しない

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)